

国府ブドウ産地の再生

鳥取農業改良普及所

〈活動事例の要旨〉

J A鳥取いなば国府支店果実部ブドウ部ではハウス施設の老朽化が問題となっており、若手生産者のために栽培施設整備を県に対して要望した。

それを受け、普及所等関係機関は要望調査、若手生産者の経営状況検討、補助事業の計画の検討、用地確認などの支援を行い、R 2年に団地等の整備をすることで事業計画を概ね策定した。団地等の整備に伴い産地の在り方が変わってくるため、今後も産地の方向性を検討する。

1 普及活動の課題・目標

(1) 背景

国府支店果実部ブドウ部（以下果実部）は若手就農者（20～40代）とベテラン生産者（60～90代）が水田転換園の巨峰・ピオーネを中心に栽培する歴史ある産地。S 29年から巨峰栽培が始まり、ピーク時のS 57年に13.5haあったが、高齢化、担い手の減少により、現在は3.0haに減少している。

連棟ハウスは約40年前に建設されたもので、若手就農者は老朽化した連棟ハウスを借りて、危険な高所作業、大雪・台風への不安を感じながら栽培している。

H 30年に実施した樹園地アンケートで「ハウスの老朽化が問題」と大半の生産者から声が挙がった。

連棟ハウスの建設費は900万円程度／10aと経営的に負担が大きく、果実部長より「果実部には若者がおり、若者中心に規模拡大を図りたい。負担を減らすため補助事業の支援をお願いしたい。」と東部農林事務所に要望が上がった。

H 30年1月、果実部の事業要望調査が行われ、約1.6haのハウス・雨除け施設の事業要望が上がった。しかし、事業費が1億3千万円と大きく、補助事業や補助率も決まっていないため、地元から「本当に出来るのか?」「若手就農者は経営が安定していないので、施設導入の負担に耐えられるか。後からやめますと言われても困るから、きちんと実現可能な計画を検討したほうがいい」「若手就農者は既に初期投資の償還があるので、償還猶予されないと、新植園の無収入の期間には償還できない」と不安の声が挙がった。

普及所は農業振興課、農協等関係機関と連携し、H 31年1月より事業計画の検討を開始し、本庁に事業要望を上げるとともに、地元と関係機関の連絡調整をしながら産地再生に向けて課題解決に取り組んでいる。

(2) 課題と目標

【課題】

産地の課題解決に向けて、実施可能な事業計画の策定及び事業年度の確定、新植用農地の確保支援、産地再生に向けての作型・品種毎の生産販売目標の策定等が重要となった。

- ・生産者の事業要望の取りまとめ及び実施可能な事業計画の策定支援
- ・事業実施に向けた地元と関係機関との連携体制の確立
- ・産地再生に向けた生産販売戦略の策定支援

【目標】

- 1 事業実施に向けた事業計画の策定
- 2 産地再生に向けての作形・品種毎の生産販売目標、販売戦略の策定



写真1 老朽化した連棟ハウス



写真2 単棟ハウス



写真3 雨除けハウス

2 普及活動の内容

(1) 実施に向けた事業計画の策定支援

ア 生産者の事業要望の取りまとめ及び実施可能な事業計画の策定支援

- ・事業説明会（4回開催）で生産者毎に事業費・個人負担額を試算し提示。
- ・個別に面談し、事業試算、経営実績、償還計画を提示し、実施可能な事業計画に変更することを提案。
- ・実施可能な事業規模、事業費の算定。

イ 事業実施に向けた地元と関係機関との連携体制の確立

- ・実施可能な補助事業を関係機関と検討
- ・農協に事業実施主体になってもらうよう協議
- ・令和2年度実施に向けた事業スケジュール管理の支援
- ・「雨除けハウス」の補助事業対象化への取組支援

ウ 新植用農地の確保支援

果実部長が有力候補として見当を付けた候補地について

- ・市等関係機関と生産者の連絡調整

- ・地元に対する農地確保スケジュールの提示
- ・農地割当案の作成、農地割当検討会の開催（写真4）



写真4 農地割当検討会

(2) 産地再生に向けての作形・品種毎の生産販売目標、販売戦略の策定

ア 今後の作付品種の検討

- ・役員会での検討及び各生産者への事業要望調査支援。
- ・検討品種：「巨峰」、「ピオーネ」、「シャインマスカット」、「クイーンニーナ」、「紫玉」

イ 国府ブドウのブランド化に向けた取組支援（ネーミング等の検討）

- ・ネーミングや商標登録について役員会で情報提供し取組を支援

3 具体的な成果

(1) 実施に向けた事業計画の策定支援（表1）

ア 生産者の事業要望の取りまとめ及び実施可能な事業計画の策定支援

- ・連棟ハウスの要望者・若手就農者はいずれも「補助事業を使ってもそれでもなお負担が大きい」と思い直し、現実的な計画（雨除けハウス等）に変更された。

イ 事業実施に向けた地元と関係機関との連携体制の確立

- ・地元、農協等関係機関と協議し、4種類の補助事業を活用すること、農協が国事業の事業実施主体となることで合意した。
- ・また、令和2年度に事業実施予定とし、生産者事業説明会で地元の説明するとともに、併せて農地確保、事業申請等の事業業務スケジュールを組んでいる。
- ・施設整備の中心となる「雨除けハウス」を補助事業対象とするため、生産者及び施工業者等と検討し施設の仕様を作成、県所管課に打診し、補助事業対象となった。

ウ 新植用農地の確保支援

- ・用地割当方針に基づき、新植用農地の貸借について、JA、地権者、事業実施者で3者合意された。R2年春に生産者・担い手育成機構・地権者間の中間管理事業の契約が締結された。

表1 令和2年6月時点の生産者の要望

要望者	合計面積	単棟ハウス	雨除けハウス	その他	事業費(税込)
11名	142.5a	3.6a(1名)	110.2a(8名)	28.6a(2名)	58,184千円

(2) 産地再生に向けての作型・品種毎の生産販売目標、販売戦略の策定支援

ア 生産方針への取組

- ・振興品種は「巨峰」、「ピオーネ」、「シャインマスカット」、補完品種は「クインニーナ」、「紫玉」とした。産地計画へ記載した。

イ ブランド化への取組み

- ・新元号令和にちなみ、ブランド名を国府ぶどう「万葉のしずく」に決め、8月19日に知事を表敬訪問した。

4 今後の普及活動に向けて

(1) 令和2年度の団地整備支援（補助事業、用地、定植他）の継続

- ・補助事業が計画通り実施できるように進捗の把握等支援を行う。
- ・用地は水田が多いため、排水等の土壌条件を調査する。
- ・ほ場定植の指導を行う。

(2) 若手就農者の経営状況把握の継続

- ・規模拡大要望の元新規就農者は経営的に不安定な状況である。継続的な状況把握を行う必要がある。

(3) 若手就農者の技術指導

- ・このたびの団地整備で生産者2名（兼業）が新規加入され、ブドウ栽培未経験のため、しっかり技術指導する必要がある。

(4) 作型・品種毎の生産販売目標、販売戦略策定、ブランド化支援

- ・事業により約1ha面積が増えるが、その大半を占める「シャインマスカット」雨除けトンネル栽培については特に今までとは違った新たな栽培技術確立と生産販売方針が必要となるため、その支援を行う。
- ・「万葉のしずく」について、商標登録の支援を行う（図1）。



図1 ラベル案

(執筆者：西村 宗一)